

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月及び同年5月

私の年金記録のうち、昭和44年4月及び同年5月については、未加入となっているが、国民年金手帳の検認記録を提示したところ、還付済みであるとの回答をもらった。私は還付を受けた覚えは無く、国民年金保険料を納付したのに未加入となっているのはおかしいので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄により、申立期間を含む昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年7月31日に納付したことが確認できるが、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年6月17日であることから、同年4月及び同年5月は、未加入期間であり保険料が納付できない期間として、45年8月に保険料が還付されたことが特殊台帳により確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において他の被用者年金に加入しておらず、独身であったことから、申立期間は、強制加入被保険者として取り扱われるべき期間であり、保険料が納付されたにもかかわらず、還付手続が行われ、未加入期間とされていることに合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳及びオンライン記録では任意加入被保険者と記録されているが、特殊台帳及びA県B郡C町が保管する国民年金被保険者名簿では、強制加入被保険者と記録されており、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私の国民年金については、私の兄が昭和38年10月にA市で加入手続きをしてくれ、国民年金手帳の交付を受けたが、それとは別に、36年当時住み込みで働いていたB市の事業所の事業主から、国民年金保険料は納めてあると聞いていたので、B市においても国民年金の加入手続きが行われ、保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号とは別に国民年金の適用準備期間中の昭和35年10月1日に、事業主夫婦と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人と連番で国民年金に加入した事業主夫婦は、申立期間の保険料を納付済みである上、申立期間は6か月と短期間であることから、申立期間の保険料は、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 9 月に子供の出生届を行うために A 市役所に出かけた際に国民年金の加入を勧められ、男性職員から「空白期間の国民年金保険料はすべてを納付することはできないが、数年間さかのぼって納付できる。」と説明を受け、いったん帰宅した。その後、加入手続を行い、20 万円までは納付しなかったと記憶しているが、同市役所国民年金担当の窓口で申立期間の保険料を納付したはずであり、申立期間について未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った年月は、国民年金手帳記号番号の社会保険事務所（当時）から A 市への送付年月日及び申立人の所持する同市役所から発出された「B（書類名）」の通知から、昭和 62 年 6 月から同年 9 月の間に行われたことがうかがわれ、申立人は 61 年 9 月に同市役所で納付できる期間の国民年金保険料の説明を受けたこと、及び納付時点において納付できる期間の保険料額を確認したことを明確に記憶しており、その申述内容は具体的である。

また、申立人が一括して納付したとする保険料の金額についても国民年金の加入手続を行った時点の過年度保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間以降の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和51年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで

私の年金記録のうち、出向先であるA社からB社に転籍した際の記録については、昭和51年9月30日資格喪失、同年10月1日資格取得となっており、未加入期間が1か月存在しているが、私は、同年9月29日に退職したことはことなく、継続して勤務していたので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「C（書類名）」、B社が提出した人事記録及びD基金の資格記録から判断すると、申立人がB社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、D基金の資格記録では、A社における資格喪失日は、昭和51年10月1日と記録されており、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、当時の資格喪失届について、B社及びD基金は、届出書類が複写式であったか不明としているものの、その届出方法が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年9月の厚生年金基金の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年3月までの期間及び同年6月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から47年3月まで
② 昭和47年6月から48年1月まで

私は、20歳のときは大学生でA区に住んでいたが、国民年金保険料を納付できる余裕がなかったため、父がB県C市の市役所で国民年金の加入手続をしてくれて、昭和44年9月から47年3月までの保険料を納付してくれていたはずである。また、会社退職後も父が厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてくれて、同年6月から48年1月までの保険料を納付してくれていたはずなのに、未加入の記録となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父がB県C市で申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、戸籍の附票により、昭和43年4月14日から48年2月28日までA区に住所があったことが確認でき、原則として国民年金の加入手続は住所地で行うこととなっていることから、申立人の父がB県C市で申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父は事情聴取できる状況になく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、口座振替の手続をして、年払いで前納したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 47 年*月から現在まで継続して国民年金に加入しているが、申立期間①及び②以外にも、未納期間が散見され、合計 101 か月に及んでいる。

また、申立人は、割引があったので申立期間の国民年金保険料を 1 年前納していたと述べているが、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者記録の口座記録では振替を毎月行うこととなっており、申立内容と相違している。

さらに、申立人は、昭和 57 年ごろ、A 市役所から「電算化に伴い口座振替ができなくなった。」という電話があったので、それまでは口座振替ができていたはずだと主張しているが、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者記録の口座記録では、開始月が 53 年 4 月、終了月が 60 年 10 月と記録されている上、同市は、昭和 48 年度から電算化したが、電算化後に口座振替ができなくなるということはなく、そのような連絡を行ったとは考え難いと回答している。

加えて、申立人は当時の預金通帳を保管しておらず、銀行の取引記録も既に破棄されている上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの期間及び57年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年10月から51年3月まで
② 昭和57年7月から60年3月まで

昭和49年10月から51年3月までの期間及び57年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料は、勤務先の事務員に依頼して納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和48年10月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「番号①」という。）が払い出されており、番号①の国民年金手帳には、49年8月25日にB区に住所変更したことが記載されている。

しかしながら、番号①の特殊台帳にはB区への住所変更が記録されていない上、申立人には、B区で昭和51年1月から同年4月ごろに別の手帳記号番号（以下「番号②」という。）が払い出されており、申立期間①直後の同年4月から57年6月までは、番号②で国民年金保険料を納付していることから、申立人がB区において番号①で保険料を納付していたとは推認し難い。

また、申立期間①のうち、昭和50年10月から51年3月までの期間については、還付整理簿により、番号②で保険料が納付されたものの、時効後納付を理由に53年11月28日に還付決議が行われ、54年1月16日に還付されていることが確認できることから、残余の期間について番号②で納付したとは考え難い。

2 申立期間②については、番号①の国民年金手帳には、昭和57年7月のC市への住所変更が記載されているが、番号②に係る名簿氏名索引票により、申立人は、B区で57年3月8日から60年8月9日まで不在者として扱われていたことが確認できること、オンライン記録により、60

年7月26日に二つの手帳記号番号を統合し、番号②が重複取消されていることが確認できること、及び番号①の特殊台帳にC市への住所変更記録が無いことを考え合わせると、申立人がC市で国民年金の手続を行ったのは同年7月ごろと推認できる。

また、昭和60年7月の時点では、申立期間②のうち58年3月以前は時効により保険料を納付できない上、申立人は、C市における住所変更手続及び手帳記号番号の統合に関する記憶が具体的ではなく、申立期間②における国民年金の手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立人は、昭和49年から60年（50年、54年及び55年を除く。）分の給与所得の源泉徴収票を提出しているが、これらの源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、いずれも、それぞれの年の1年分の国民年金保険料及び国民健康保険税の合計額として妥当ではなく（51年分については判読不能）、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを推認できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から48年9月まで
私は、昭和50年10月から同年12月ごろ、金額は覚えていないが、申立期間の国民年金保険料をA区役所の窓口で一括納付した。その際、領収書を要求したが、もらえなかった。確かに納付したはずなのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張する昭和50年10月から同年12月は、第2回特例納付実施期間中であるが、第2回特例納付の対象期間は、36年4月から48年3月までであることから、申立期間のうち、48年4月以後は特例納付の対象期間とならず、50年10月の時点では、48年6月以前は時効により、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の申述している納付方法は、当時の特例納付保険料の収納方法とは相違している上、申立人は、特例納付した金額を記憶していないなど、特例納付の実態が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から53年11月まで

私は、前夫のA(国名)への赴任に伴い、家族一緒に昭和50年7月に出国した。赴任の際、前夫の勤務先から海外居住期間の国民年金保険料については帰国後に納付するよう説明され、帰国した翌月の53年12月にB市役所から未納の通知が届き、B市役所の窓口で申立期間の保険料を一括で10万円ぐらい納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和61年3月以前は、制度上、海外在住者は国民年金の適用除外と規定されており、申立人の戸籍の附票により、申立人は50年7月13日にA(国名)・C(地名)に、53年4月8日にB市に住所を異動していることが確認できることから、この間は日本に住所を有していないことが認められ、50年7月から53年3月までの期間については、国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかである。

また、申立人が所持する年金手帳の資格記録には、日本を出国した翌日の昭和50年7月14日に国民年金の被保険者資格を喪失し、帰国後の53年12月1日に任意加入で資格を再取得していることが記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から60年3月まで

私は昭和56年4月から4年間、実家のあるA市に住民票を置いたままB区から大学に通学していた。

母がA市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、市職員から、私のそれまで未納であった国民年金保険料2年分を一括納付できると言われ、一括納付したのに申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日から昭和61年8月であることが推認され、その時点において申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時の手帳記号番号の払出簿を縦覧検索した結果、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人の所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」は昭和61年3月26日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から51年3月まで

私の母が昭和42年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったはずである。当時仕事をしていた私は、給料の中から国民年金保険料相当額を母に渡し、母は近所の集金人に納付していた。保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入日から昭和52年3月にA市で払い出されていることが確認でき、申立期間の大半（49年12月以前）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続等に全く関与していなかったと申述しており、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に他界していることから、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人等が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年6月まで

昭和36年に国民年金制度が始まったとき、自宅に来た区役所の職員から国民年金の加入を勧められ、義理の母と同時に加入した。集金人が自宅に来て手帳に押印した。60歳になって社会保険事務所(当時)に年金の請求に行ったとき持参した年金手帳を確認してもらったのに、申立期間が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月に夫婦連番で払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦共に、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失日である同年7月26日に初めて国民年金に加入したこととなっていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった上、申立期間は84か月と長期間である。

さらに、申立人は昭和36年に義母と一緒に国民年金に加入したと申述しているが、義母は34年6月から37年1月まで厚生年金保険に加入しており、41年11月に国民年金に任意加入していることから、申述内容とは相違がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から平成2年10月まで

私が20歳のころ、父が私の国民年金の加入手続を行い、父が亡くなるまでは父が、その後、母が亡くなるまでは母が、私の国民年金保険料を町内の集金人に支払ったはずであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市保管の申立人の被保険者名簿の異動履歴に、平成4年12月11日に「再取得(届)」と記録されていることから、申立人は、昭和50年4月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、平成4年12月に国民年金の再加入手続を行い、昭和52年3月にさかのぼって被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、平成4年12月の時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、オンライン記録により、平成4年12月の再加入時点で時効ぎりぎりの2年11月からの保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母が同じく保険料を納付していたとする申立人の妹の被保険者名簿の異動履歴に、平成4年12月3日に「新規資格取得(届)」と記録されていることから、申立人の妹は、同年12月に初めて国民年金の加入手続を行い、昭和63年6月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、同時点で時効により平成2年10月以前の保険料を納付することはできないところ、納付記録でも同年11月以前は未納と記録されている。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から54年12月まで

私は、A県B市でC（職種）として働いていたが、昭和47年2月に結婚してD市に転居したときに夫が国民年金の加入手続をしてくれて、その後、D市から納付書が送られてきた。国民年金保険料は、夫が当時のE銀行F支店を通じて毎月納付しており、53年5月に現住所に転居してからも間違いなく納付していたのに申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年7月1日にD市に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の2番前の任意加入者が55年5月19日に資格取得していることから、申立人は、同年5月ごろに加入手続を行い、47年3月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、55年5月の時点で、申立期間のうち、53年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和47年2月に結婚して申立人の夫が国民年金の加入手続をしてくれたと述べているが、申立人が所持する年金手帳には55年5月19日交付と記載されていることが確認でき、申立人は、現在所持している年金手帳以外にはもらった記憶は無いとしていることから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年3月まで

国民年金保険料については、昭和48年10月ごろ、A市から納付書が送付されてきて、49年4月から納付を開始した。保険料は、当時のB銀行C支店を通じて毎月納付しており、53年5月に現住所に転居してからも間違いなく納付していたのに申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年7月1日にA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の3番前の任意加入者が55年5月19日に資格取得していることから、申立人は、同年5月ごろに加入手続を行い、42年12月17日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが推認でき、55年5月の時点で、申立期間のうち、53年3月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和46年5月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が所持する年金手帳には55年5月19日交付と記載されていることが確認でき、申立人は、現在所持している年金手帳以外にはもらった記憶は無いとしていることから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。